

(予定) 新生児医療担当医確保支援事業費補助金について

内容	過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の勤務環境、処遇などの改善を目的として、NICUにおいて新生児医療に従事する医師に対し、新生児担当医手当等（※）を支給する医療機関へ補助を実施。 ※就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）に規定されていることが必要。
補助対象 医療機関	NICUを有する医療機関（県内3施設）
補助額	以下の（１）（２）を比較し、少ない方の額の1／3の額 （１）新生児1人あたり（NICU入院初日のみ）10,000円 （２）NICUにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を目的として支給されるNICUに入院する新生児に応じて支給される手当（新生児担当医手当等）